

## 郵送による転出届について

下記の書類を同封し、届け出てください。

### ① 『転出証明書の交付請求書』

必要事項をみれなく記入してください。  
※日中の連絡先電話番号も必ず記入してください。

### ② 本人確認書類の写し(有効期間内のもの)

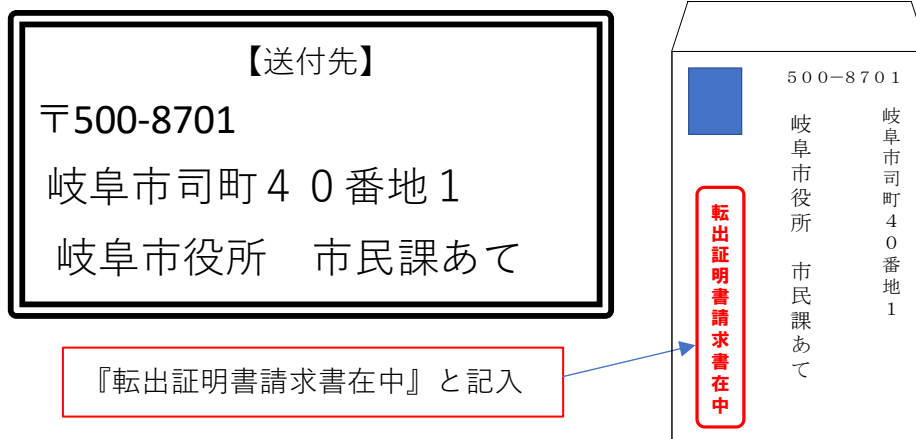
- ・1点でよいもの(官公署発行の顔写真付きのもの)  
個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、  
身体障害者手帳、住民基本台帳カード、療育手帳 等
- ・2点必要なもの  
健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、生活保護証明書、社員証・学生証 等

### ③ 返信用封筒及び切手

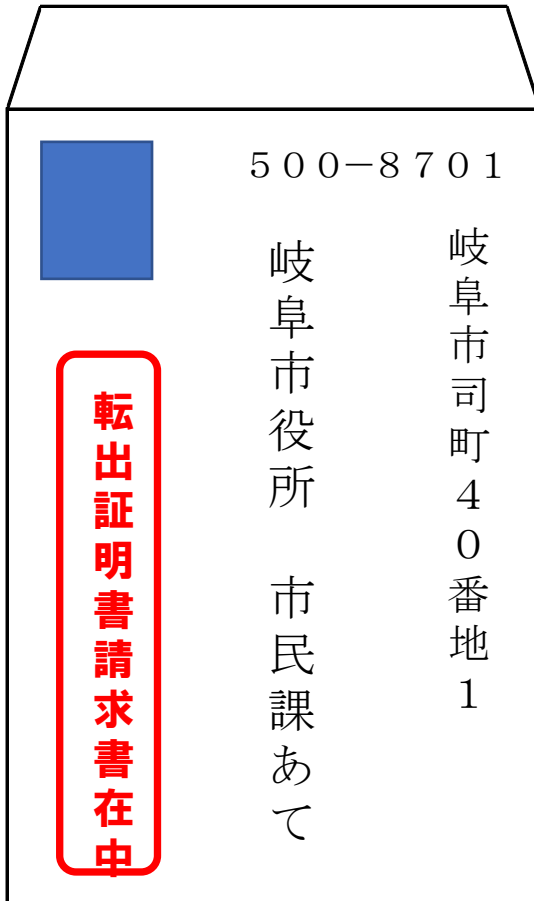
返送先の郵便番号、住所、氏名を記入し、料金分の切手を貼付してください。  
原則、住民票の住所地、または新住所地以外へはお送りできません。  
お急ぎの場合は速達料金分の切手を貼付してください。  
※個人番号カードによる特例転出を希望される場合は不要です。

### ④ 岐阜市発行の国民健康保険証

岐阜市の国民健康保険に加入している方は、国民健康保険証の原本を同封してください。



- ・ 郵送の場合、配達日数と事務処理日数が必要となります。必ず日にちに余裕をもって請求してください。
- ・ 新住所に住み始めた日から14日以内に新住所地で転入手続きをしてください。
- ・ 個人番号カードをお持ちの場合、新住所に住み始めた日から14日を経過する、または転出予定日から30日を経過するとカードが失効しますのでご注意ください。その場合、新住所地にて転入手続きができないことがありますので、その際は再度転出証明書(紙)を請求してください。手続き方法は同じですが、備考欄にその旨を記入してください。
- ・ 記載内容について確認のご連絡をする場合がございます。日中連絡のつきやすい電話番号を必ず記入してください。
- ・ 代理人による転出届の場合、代理人の本人確認書類と委任状も必要になります。詳しくは市役所までお尋ねください。



500-8701

岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 市民課あて

転出証明書請求書在中